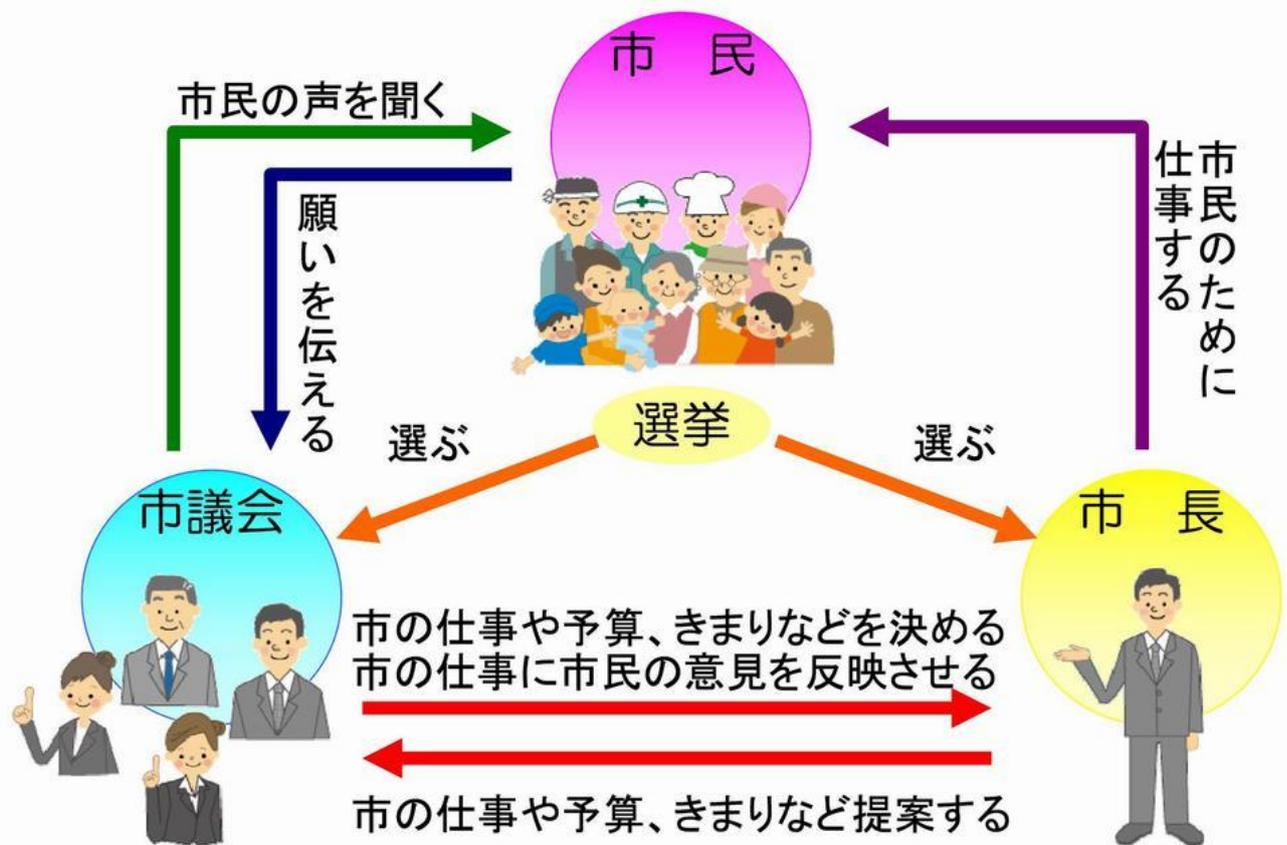


# 市議会ってなんだろう？

市民のみなさんが、自分たちの生活に身近な問題を自分たちの力で解決することを地方自治といいます。しかし、市民全員が集まって「くらしやすい」まちにするための話し合いを行うことはできません。

そこで、市民の中から代表の人たちを選んで話し合いをしてもらいます。この代表に選ばれた人たちを市議会議員といい、市民に代わって役割を果たすための市議会議員の集まりを市議会とよびます。

(ちょうどみなさんの学校での、児童会のような感じだと思ってください。)



## 市議会議員ってなーに？

市議会議員は、選挙で選ばれます。選挙は4年に1回行われます。

(みなさんの地域にも、選挙のときに、投票所になっているところもあるよね。)

みなさんも18歳になると、市議会議員を選挙で選ぶ権利である「選挙権」が与えられます。

選挙で選ばれた市議会議員は、4年間、仕事をすることができます。

二本松市議会議員の定数は22人と決められています。

市内に住んでいる25歳以上の選挙権のある人なら、市議会議員に立候補することができます。

## 議長と副議長ってなに？

議長と副議長は、市議会議員の中から一人ずつ選挙で選ばれます。

議長は市議会の代表として、議場で行われる話し合いを整理したり、まとめたりします。

また、市民の皆さんからの「請願・陳情」という解決してもらいたいことを受け取ったりするなどの仕事をしています。

副議長は、議長が病気や出張などでいないときに、議長に代わって仕事をします。

## 市議会の役割

市議会の役割は、市民のみなさんの代表として、みなさんの要望や意見を、二本松市の仕事「市政」に反映させていくことです。

[たとえば]

「条例」という二本松市の重要なきまりを決めたり、改めたりします。

二本松市が仕事をするための「予算」(お金)を決めたり、その予算が正しく使われているかどうかを調べます。

二本松市の仕事が正しく行われているかどうかを調べます。

国や福島県などに「こうしてほしい」という意見を出します。

二本松市の仕事を行う代表者である市長は、市議会と相談しながら、それぞれ協力しあって、二本松市の仕事をすすめていきます。

## 市議会の仕組み

市議会には、毎年必ず4回開かれる会議があり、これを「定例会」といいます。

定例会は、3月・6月・9月・12月に開かれます。定例会のほか、特に必要があるときには「臨時会」が開かれます。

全議員が出席して開かれる会議を「本会議」といい、二本松市の仕事、お金の使い方、重要なきまりなどを決めます。

しかし、市議会で話し合う問題はたくさんあるため、市議会議員全員が本会議だけで詳しく話し合いをしていると、たくさんの時間がかかります。

そこで、本会議とは別に、何人かの議員が集まって二本松市の仕事を分担して詳しく話し合いをする会議をつくっています。これが「委員会」です。

委員会には「常任委員会」・「議会運営委員会」・「特別委員会」があります。

常任委員会は、二本松市の仕事を 総務市民、産業建設、文教福祉の3つに分けて話し合いをするためにつくりられている委員会です。22人いる議員はいずれか1つの委員会の委員になっています。

議会運営委員会では、議会のきまりなどについて話し合いをしています。

特別委員会は、特に重要なことを詳しく話し合うためにつくりられている委員会です。

(今は、毎年9月の定例会時に、決算審査特別委員会、3月の定例会時に、予算審査特別委員会がつくられています。)

## 定例会の流れ

定例会は、だいたい次のようにすすめられます。

本会議初日	1 開会	本会議が開かれます。
	2 会議録署名議員の指名	本会議の話し合いを記録したものを「会議録」といいます。会議録が正しく記録されているかを確認する議員3人を決めます。
	3 会期の決定	いつからいつまで本会議を開催するかを決定します。
	4 議案提案理由の説明	市長は、二本松市の仕事、お金の使い方、市のルールなどをこうしたいと提案します。これを「議案」といいます。ここでは、議案を提案した理由の説明がされます。
(各議員は、議案について調査・研究を行います。)		
本会議2日目	5 委員会付託 (いいんかいふたく)	議案を分けて委員会で詳しく話し合いをすることを決めます。
	6 一般質問	二本松市の仕事、お金の使い方、市のルールなどについて、分からない点やこうした方がいいという点などを質問します。  この質問に対して、市長は考え方を答えます。
本会議3日目	7 一般質問	”
本会議4日目	8 一般質問	”
本会議5日目	9 一般質問	”
(各委員会を開催し、議案について詳しく話し合います。) 2日～4日間程度		

本会議最終日	10 委員長報告	委員会での話し合いの結果を報告します。
	11 質疑・討論	委員長の報告で分からない点を質問したり、議案について賛成か、反対かを言い合います。
	12 採決(さいけつ)	最終的に、議案について賛成か反対かを決定します。
	13 閉会	定例会が閉じられます。

## 請願(せいがん)、陳情(ちんじょう)

市民のみなさんは、「自分たちのまちをこうしてほしい」「道路をなおしてほしい」など、市役所にいろいろな意見や希望をもっています。

市議会では、こうしたみなさんからの意見などを「請願」や「陳情」という名前の解決してもらいたいこととして、受け付けています。

(だれでも、「請願」や「陳情」を出すことができます。)

受け付けた皆さんからの請願や陳情は、内容をよく調べ、話し合いを行い、認められたものは、二本松市の仕事の中で進めるように伝えます。

また、請願や陳情の内容が、国や福島県などで行うものは、「こうしてほしい」という意見を国や福島県などに出すこともあります。

## 議場

本会議が行われる場所を議場といいます。

議場には、議長席、議員席、説明員席、質問者席・演壇、傍聴席などがあります。

議長席には、議長がすわって、話し合いをすすめていきます。

議員席は、議員のすわる席がそれぞれ決まっています。

説明員席には、市長、副市長、教育長、部長、課長という二本松市の仕事を行う重要な責任をもった人たちがすわっています。

質問者席・演壇は、議員が質問や自分の意見を言うときなど、ここに出てきて話します。

傍聴席は、みなさんに本会議を見学してもらおう場所です。

## 傍聴

本会議で行われる話し合いは、誰でも「傍聴」(見学)することができます。受け付けをして、係員のいうことを守り、傍聴席に座って、静かに見学しましょう。(ジュースを飲んだり、お菓子を食べたりはできません。)

(小学生以下の皆さんは、本当は傍聴することができません。前もって議長から許可をもらって傍聴します。)